

## 北海道難病連補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道難病連補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、北海道難病連（以下「難病連」という。）に対し、補助金を交付することにより、難病連の円滑な運営を促進し、市民への難病問題の啓発や患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、難病連の運営に係る経費（ただし、消費税および地方消費税相当額を除く。）であって、相談支援事業のうち北海道補助金精算払い分、法令等に基づく事業に関する経費、特定資産取得支出のうち他会計人員分の退職積立、その他支出のうち還元金などの補助対象外経費を除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち、事業費および事務費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。